

○郵便條例

百九十六

内（せいぎょう）に請求（せいぎょう）する者（せうぎやう）ありとさひ之（むつぎよ）と没入（むつぎよ）せし

第百廿七條 没書中の貨幣諸証書有價の物品又ハ其實却代金を三ヶ年内（せいぎょう）に請求（せいぎょう）する者あるときハ之（くわんぎん）を還付（くわんぎん）し諸証書（てきさうれう）ハ手数料（てきさうれう）を徴収（ちゆうさうれう）せずと雖貨幣或ハ有價の物品ハ其價額十分一（ちゆうさうれう）を手数料として徴収せし但其額ハ五圓（てきさうれう）に超過（てきさうれう）するを得ず

第百廿八條 没書と受取方（うけとりかた）を請求するものハ其受取人又ハ差出人（さしだしにん）たるを書面（しよめん）或ハ口頭（くわうごう）と以て証（あしやう）せし但驛遞局（えきていきょく）ハ於て証人（しやうにん）を要（よう）するときハ之（こむ）を拒む（こむ）へうらさず

第十二章 郵便爲替

第百卅一條 爲替証書一枚の金額ハ三十圓以下と之端數（たんすう）ハ厘位（りまい）を限りとす

第百卅三條 同一の差出人（さしだしにん）より同一の受取人（うけとりにん）宛て同一の郵便局（ゆうびんきょく）に於て拂渡（はらひわた）すへき爲替（かへせ）の振出（ふりだし）ハ一日金額三十圓（いちにちきんがく）に超過（てきさうれう）すへからさず

第百卅四條 爲替差出人（かへせさしだしにん）ハ郵便局（ゆうびんきょく）に設けある爲替願書用紙（かへせぐわんしよんしよんがし）の式（しき）の如く記載（きざい）調印（てういん）し爲替金及爲替料と共に先づ之と主務者（しゆむしや）に交付（かうふ）し後（のち）に爲替証書と受領（じゆれう）すへし

第百卅五條 爲替証書（かへせしよ）ハ其の差出人（さしだしにん）より受取人（うけとりにん）に送付（そうふ）すべし

○郵便條例

百九十七

○郵便條例

百九十八

第百卅六條 爲替差出人は其振出局よりだしを爲替金の返戻へんれいを請求せいきうするを得但爲替料は返付せず

第百卅七條 爲替受取人其爲替証書きりかへに記載したる拂渡局を爲替金を受取るうけとみ不便ふべんあるとき又爲替差出人其振出局を爲替金の返戻へんれいを請求するせいきうみ不便あるときハ驛遞局せきてい其証書と納付なうふして書換かきかへを請求せいきうせ更さらも爲替金を受取るうけと便ある局あ宛てたる証書と受ると得

第百卅八條 爲替金の拂渡及返戻は其爲替証書と引替ひきかへみ限るへし但郵便局うりゆう於て証人を要いづるとときは之と拒むこはへからず

第百卅九條 爲替受取人は其爲替証書しきの如く記名調印きめいてうおんすへし爲替差出人爲替金の返戻へんれいと受るととき亦同し

第百四十條 爲替報知書はうちしよに記載せる諸件しよけんを明瞭めいれうに答へ能こたする者は其爲替金と受取るうけとを得ず

第百四十一條 代人を以て爲替金を受取る者ハ其爲替証書の裏面うらめん委任文にんぶんと記載し記名調印きめいてうおんせ且代人は第百卅九條の手續てついでをみとへし

第百四十二條 宗衙くわんが、社寺みやじ、會社くわいしや宛てたる爲替金を受取る時は其爲替証書の裏面うらめん官衙くわんが、社寺みやじ、會社くわいしやの名稱なめいと記し其印しるしと捺おさえ且之を受取る所屬人しよじゆくじんは第百卅九條の手續とみと

○郵便條例

百九十九

○郵便條例

二百

へし

第四百十三條 官衙、社寺、會社の受取るべき爲替金ふして其官衙、社寺、會社の名稱と附記し其所屬人宛てたるとき宛名人自ら受取る能はず又第四百十一條に依る能はざるときは第四百十二條に依ると得

第四百十四條 官衙、社寺、會社若くは其所屬人の名と以て差出したる爲替金の返戻と受るときも第四百十二條、第四百十三條の手續に依るへし

第四百十五條 爲替證書の効用は其證書の日附より百二十日を限りとす

第四百十六條 効用を失ひたる爲替證書は差出人又は受取人より驛遞局に納付し其書換を請求せしめし

第四百十七條 爲替證書の効用を失ひたる日より二ケ年以内は其書換を請求せざるときは驛遞總監新聞紙を以て公啓せしめし○其公告の日より三ケ年内は爲替證書の書換を請求せるときは其爲替金十分一と手数料として徴收せしめし○其公告の日より三ケ年を過るも尙と其爲替證書の書換を請求せざるときは其爲替金と没入せしめし

第四百十八條 爲替證書を失ひたるるとき又は汚損毀損し判明ならざるときは差出人に於て証人を立て驛遞局に其事

○郵便條例

二百一

○郵便條例

二百一

由と證明し更も再度の証書を請求とすべし

第四百四十九條 爲替金と返戻し又の証書と書換へ或の再度の証書を交付するの其原証書と對する報知書と取戻したる後と限るべし

第四百五十條 爲替証書の書換又の再度の証書と請求するとさの更も相當の爲替料と納むべし但郵便遞送中も生きたる事故と因る者の更も爲替料と納むるも及ばず○爲替証書の書換、及、再度の証書を同時と請求するも兩様の爲替料と納むるも及ばず

第四百五十一條 再度の爲替証書と受領せし後前も失ひたる爲替証書を見出したるときは之と驛遞局と納付とすべし

第四百五十二條 爲書資金の都合も因り爲替金の渡方順延とるとあるべし

第四百五十三條 爲替証書又の報知書も失誤あるか或の其報知書未達のとさの爲替金の拂渡を延引すべし

第四百五十四條 爲替金の受渡も屬する証書の証券印税と納むるも及ばず

第四百五十五條 郵便爲替も事故を生じ損失を受る者あるも驛遞局の之を償ふの責も任せず

第四百五十六條 此章の規則も従ひ爲替金を渡したる後其

○郵便條例

二百三

○地所質入書入規則

二百四

渡方より就ち異議と唱ふるも驛遞局の其責より任ず

第十三章

(以下全略)

郵便條例日用抄終

○地所質入書入規則

明治六年一月十七日

第十八號

先般田地永代賣買被差許候み付自今質入書入致し候節の左の規則の通り可相心得事

地所質入書入規則

第一條 金穀の借主(地主)より返済とへき証據として貸主

(金主)より地所と証文とを渡し貸主其作徳米と以て貸高の利息より充候と地所の質入と云ふ

第二條 金穀の借主(地主)より返済とへき証據として貸主(金主)より地所と引當の証文のみを渡し借主の作徳米の全部又の一部を貸主より渡し利息より充候を書入と云ふ

第三條 金穀の借主(地主)より返済とへき証據として貸主(金主)より地所引當の証文のみを渡し借主より其利息として米又の金と拂ひ候ても亦書入と云ふ

第四條 地所を質入し致し候節の地券をも相渡し可申其年限の儀の三ヶ年を限るへし尤も三ヶ年以下期限取極候節

○地所質入書入規則

二百五

○地所質入書入規則

二百六

の勝手たるへく且年限取極候廉の判然証文面かつかつに記載致し  
置可申事おき

但書入の儀小地券を相渡そかきいれ及あひわたひと其年限長短共本文  
の限げんあらずと雖とも雙方相對そごうごうあひていみて取極候年限の本文  
同様証文面じやうやうに記載致し置可申事おき

第五條 (明治十二年第七號布告を以て左の通り改正す)

質入又しちいれひ書入かきいれの地所期限ぢしよけんに至り貸主借主相談の上金穀と  
返さずして地所と引渡候節ひきわたの舊地主より金主へ可引渡旨  
別紙あひしたに相認め其地の戸長加判の上金主より地券相添へ確  
認の証と可願出事にん

第六條 質入の地所の金主かんとしゆよて其地所耕作可致書はつを付てい

地租諸役とも總て金主きんしゆよて可相勤事あひつとむへく

但だん其段管轄廳へ届出証書とどけいに差出事

第七條 書入の地所の地主ぢぬしよて耕作致し候儀こうさくに付地租諸役ちそしよやく

とも無諸地主むしよぢぬより可相勤事

但管轄廳へ届出とどけい不及候事あはばせ

第八條 管轄違くわんかつちがひの者或あるは同管轄と雖とも懸隔けんかくの地所を質しち

小取候節ととに其現地の村町へ金主の名代人相定置其地租諸  
役とも差支無さしつかへ之様可為相勤事あはせ

第九條 (明治七年第六號布告を以て左の通改正す)

○地所質入書入規則

二百七

質入又ハ書入証文（志）ハ必其村町戸長の奥書証印（志）と取る可  
シ其町村戸長役場（志）ハ奥書割印帳（志）を備へ置証文の奥書割  
印（志）を願出るときハ帳面と証文とハ番號（志）と朱書（志）し割印（志）と押  
シ奥書（志）と爲す（志）へし若シ戸長の奥書並ハ割印（志）ハ証文ハ質  
入又ハ書入の証據（志）ハ不相成（志）ハ付（志）カ右証文（志）と以て訴出（志）  
ル於てハ負債主財産分散の時債主他の債主（志）ハ對（志）シ先取の  
特權（志）を失（志）ヒ獨リ質入又ハ書入（志）ル（志）カ金穀貸借の虚分（志）と可受  
事

但戸長不在（志）の節（志）ハ其旨（志）を記（志）シ副戸長奥印調印（志）とへし

第十條（明治七年第五十二號布告を以て左の通改正す）

一ヶ所の地（志）を二重三重（志）ハ書入候儀（志）ハ不相成候得共若シ第  
一番の金主（志）へ引當（志）ハ入れ置き候事（志）と第二番の金主承知（志）の  
上（志）マテ地所代價（志）の館分（志）と見込（志）又其地所（志）と引當（志）ハ借添（志）へ致  
シ候儀（志）ハ不苦節（志）ハ借主身代限（志）の處分（志）ハ相成候節（志）ハ右地所  
糶賣（志）の代金（志）と以て先（志）ツ第一番の者（志）へ元利（志）の金數（志）と引渡（志）シ  
其餘金（志）と以て第二番の者（志）へ元利（志）の金數（志）と引渡（志）シ第三番（志）以  
下（志）右（志）準（志）シ引渡可申（志）若シ糶賣（志）の金高（志）を以て先（志）ツ第一番の  
金主（志）へ元利（志）の金數（志）と引渡其餘（志）第二番（志）の金主（志）へ引渡（志）す（志）ハ  
元利（志）の金數不足（志）とるとき（志）ハ其不足（志）の分（志）を償（志）ふと并（志）ハ第三  
番（志）以下の金主（志）ハ償（志）ふとハ平常引當（志）カ（志）債主（志）ハ身代限（志）償

○地所質入書入

二百十

却の例せやくれいも随またがひ外物品せむぎのり糶賣代價の内みて相當さうたうの割賦を以て引渡可申事

但第二番の金主へ受取候証文への地所代價の餘分と見込借添候旨と書載可申事

第十一條 地所ちどころの勿論地券のみたりとも外國人へ賣買質入書入等致し金子請取又の借受候儀一切不相成候事

第十二條 (明治七年第五十二號布告と以て左之通改正と)  
質入年季中天災てんさいよて地所流亡等其地の全形ぜんけいと失ふお至る  
ときときの地券の消滅しょうめつとる理りよ付貸主より借主たいよ對し外地所  
又の物品ぶつひんと代り質質よ差入さし入れさせ証文書替と求むると得へ

し若し代り質質み差入るへき地所物品等之れあるとき訴  
訟の末身代限りの處分しよぶんよ及ふへく又池成野地成等いけなりよ變換  
し或の闕崩等の爲め其地の幾分いくぶんと失ふときうしなの變換の摸  
樣及殘存の大小お應し規則きそくよ基もとづきて地券書替願出へき儀  
よ付若し其變換殘存の地の貸金石高の價を爲とよ足らさ  
ると見込場合ばあひ於ての貸主より借主たいよ對し外地所又の物  
品と増質ましやよ差入させ証文書替と求むると得へし若し増  
質質み差入へき地所物品等無之ときいよぶんは是亦訴訟の末身代限  
りの處分しよぶんよ及ふへき事

但貸主相對示談の格別の事

○地所書入質入

二百十一



○地所書入質入

二百十二

第十三條 質入しちいれの地所年期中ねんきちちゆう天災てんさいみ因り荒蕪あらくと相成あひなひ貸主かひしゆ（金主かねしゆ）より起返きへんの見込みこと定め借主地主承諾しよくだくの証書しやうしょと取り其管廳きくわんへ可願出きかんしゆ尤も入費にふひの借主より償ふへき事

但借主起返きへんの入費にふひと出すと能あたひさるとさの証書しやうしょと以て其地所と貸主かひしゆと引渡ひきわたし可申尤も相對示談の處置しよじの格別の事

第十四條 當今質入たうこん又の書入い致し置年期中いたの分の總て前文規則ぜんぶんきうじも照準せうじゆんし當七月限り証文相改め可申事

右之通相定候事

明治六年第百六十七號布告を以て第十五條と追加と

第十五條 是迄質入書入これまでに致置候分いたしあの前約ぜんやくの年期据置不苦ねんきよき

尤証文面等前文規則せんぶんめんとうぜんぶんきうじも觸候廉ふれの總て相改可申事

明治七年第七十六號布告を以て第十六條と追加と

第十六條 従前取結とひわすひたる質入書入の約定やくていもて明治六年七月三十一日前きげんも期限きげんと過去まごほりたる分もて債主しやうしゆも於て貸金

返濟方へんさいかたみ付延期えんきの勘辨くはんと加ふる者ものの來十月三十一日迄も其地所々管の戸長役場へ届出地所質入書入規則第九條も

準し奥書割印おくしやうわりいんと受くへし若し右日限内奥書割印と受とて後日其証書しやうしょと以て訴訟しゆんじゆも及ふとさの質入書入の証據しやうこもハ相立さるも付裁判上糶賣分配の時ハ先取の權利と失ひ

○地所書入質入

二百十三

○地所書入質入

二百十四

質入書入あき貸借同様の處分み及ふべき事

内務省達明治七年五月二日

乙第三十三號

本年第六號公布地所質入書入規則第九條改正文中戸長の奥書証印の戸長又の副戸長實印を爲押割印の戸長役場印と相用候儀と可心得此旨相達候事

但し役場印無之候の彫刻申付け右出來迄の戸長實印と換用可致事

明治十一年十一月廿五日

乙第七十八號

本年第三十二號公達中左の處分方心得の爲め相達候事

戸長職務の概目第五項の地所建物船舶質入書入並に賣買  
み奥書加印の事と有之右の七年當省乙第三十三號達の通  
奥書証印の戸長の實印と押し割印の戸長役所印を相用ひ  
若し數町村の戸長壹員を置くときの其役所印の冠字の戸  
長管理する處の各町村名を列記すべし

明治十六年六月八日

乙第二十九號

戸長印章の儀の八年第百十號達判任官同様のるべき旨相達  
置候處布告達より實印を押捺する分も自今官印と用ふへ

○地所書入質入

二百十五

○建物書入質

二百十六

し此旨相達候事

○建物書入質規則及賣買讓渡規則

第四百四十八號

諸建物書入質入規則并み賣買讓渡規則別紙の通相定候條來  
る十二月一日より施行可致此旨布告候事

建物書入質規則(土地賣買讓渡規則第二條の末増の部參看)

第一條 金穀の借主又ハ預り主より返済すへき証據として

(貸主預け主)ハ對し引當とあす所の建物の圖面と証文と

ハ戸長の公証を受けたる者を(貸主預け主)ハ渡し置きた

る建物を書入質と云ふ

第二條 書入質と爲と建物自身所有の地所ハ建て在るとき

ハ書入質証文ハ自身持地の建物あると記入とへし又借

地ハ建て在るときハ書入質を爲とも其地主ハ請ひ其地

主として貸地たると証するの奥書を爲さしむべし若し

借地の建物ハして地主の奥書ハ証文ハ書入質の効あり

み書入質ハ借用証文と看做すべし

明治十年第六號布告と以て左の通り但書と追加す

但官有の借地ハ建て在るときハ其所屬管廳ハ請ひて其貸  
地とると証するの奥書と受くへし

○建物書入質

二百十七

○建物書入質

二百十八

第三條 金穀の(借主預り主)より建物引當の証書と建物の  
圖面とを建物の在る地と管轄する戸長役場へ差出し戸長  
の奥書割印を受くるとを公証を受くると云ふ

第四條 建物書入質の証文に添ふたる圖面中へ書入質と爲  
そ所の建物の圖の朱引朱字と爲し書入質の外ある建物の  
圖の墨引墨字と爲とべし(第一號書式と見合とへし)

第五條 戸長役場へ於ては建物書入質記載帳を備へ置き証  
文の奥書割印と願出るときは其大旨を帳面へ記入し而し  
て帳面と証文とを番號と朱書し割印を押し奥書と爲し圖  
面も同じ番號と朱書割印を押し若し戸長不在の節は

其旨を記し副戸長奥書割印とべし

第六條 建物を以て金穀借用又の預りの引當と爲したる証  
文よて前條の規則よ背き公証を受けざる者の書入質の効  
あきよ付書入質あき(借用預り)証文と看做とへし

第七條 (明治八年第九十九號布告と以て左の通改正と)  
此規則施行以後建物書入質の借用証文又の預り証文よの  
必ず返濟の期限と定むへし若し其期限と定めざる者の書  
入質の効あきよ付書入質あき(借用預)証文と看做とへし  
第八條 此規則施行以前に契約したる建物質入又の引當の  
借用金穀又の預り金穀よて返濟期限の定めあき証文と所

○建物書入質

二百十九

○建物書入質

二百二十

持とるもの明治九年二月廿八日迄は金穀(借主預主)又  
其相續人<sup>しやうぞくじん</sup>は掛合此規則<sup>きそく</sup>に從<sup>したが</sup>ひたる書入質の証文<sup>あちた</sup>を改む  
べし若し(借主預主)又其相續人<sup>しやうぞくじん</sup>証文を改めるときは  
明治九年四月三十日迄は建物の在る地を管轄する裁判所  
に訴ふへし

但し明治九年四月三十日と以て訴人<sup>そにん</sup>發途<sup>はつと</sup>の期と定め其  
訴人の住所<sup>しやうじょ</sup>又其寄留<sup>きりゆう</sup>の地所と裁判所との距離<sup>きより</sup>毎八里  
一日の猶豫<sup>ゆうよ</sup>と與ふ

第九條 此規則施行以前は契約<sup>けいやく</sup>したる建物質入<sup>たてものしちいれ</sup>又其引當の  
金穀借用証文<sup>あつかいしやうもん</sup>又其預り証文<sup>あつかいしやうもん</sup>と所有<sup>そん</sup>とる者の返濟<sup>へんさい</sup>満期<sup>まんき</sup>に至

ると至<sup>いた</sup>らざると論<sup>ろん</sup>なく明治九年二月二十八日迄は金穀  
(借主預り主)又其相續人<sup>しやうぞくじん</sup>は掛合此規則に從ひたる書入  
質の証文を改むべし若し(預り主借り主)又其相續人証  
文を改めるときは明治九年四月三十日迄は建物の在る  
地と管轄<sup>くわんかつ</sup>する裁判所<sup>さいばんしょ</sup>に訴ふへし

但書前同斷

第十條 建物<sup>たてもの</sup>在るの地と管轄<sup>くわんかつ</sup>する裁判所<sup>さいばんしょ</sup>に於ては原告人<sup>げんこくにん</sup>の  
訴狀<sup>そじやう</sup>を受取たるときより三日内<sup>ひこくにん</sup>に裁判所より被告<sup>ひこくにん</sup>人の建  
物の在る地の戸長<sup>とちやう</sup>に對したる報知狀<sup>ほうちやう</sup>と原告人<sup>げんこくにん</sup>に下付し速  
に戸長<sup>とちやう</sup>に送達<sup>そうたつ</sup>せしむへし右の報知狀<sup>ほうちやう</sup>の何(府縣)管下

○建物書入質

二百二十一

○建物書入質

二百二十二

(住居寄留)何某の訴訟<sup>そしやう</sup>に因り何大區何小區何番地の建物<sup>かきいれち</sup>と書入質と爲と証文<sup>こうちよ</sup>よ公書とるとと差留むる旨と記載とへし而して其訴訟<sup>そしやう</sup>落着み至りしときい公書の差留と解くと速<sup>すみやか</sup>よ戸長<sup>はうち</sup>よ報知とへし

第十一條 第八條及び第九條の規則<sup>きぎ</sup>よ背<sup>そむ</sup>き明治九年五月一日以後<sup>いご</sup>み至り此規則<sup>きぎ</sup>施行以前<sup>おこなう</sup>よ契約したる建物質入又い引當の金穀(借用預り)証文と所有とる者い書入質の效をさしお付書入質<sup>かきいれち</sup>あさ(借用預り)証文と看做とへし

第十二條 一棟の建物<sup>ひとひな</sup>を二重三重<sup>ちゆう</sup>よ書入質と爲ととい嚴禁<sup>げんきん</sup>みれとも若<sup>も</sup>し第一番の金主へ書入質と爲したるとと第二

番の金主<sup>かみゆうたう</sup>承諾<sup>ちやうた</sup>みれい建物<sup>たらしま</sup>代價の餘分<sup>よまん</sup>と見込み又其建物を書入質<sup>かきいれち</sup>お借添<sup>かりそへ</sup>と爲ととを得<sup>う</sup>へし尤借主身代限の處分<sup>ちゆうぶん</sup>よ至るとときい右建物<sup>みぎたてもの</sup>糶賣<sup>せりうり</sup>の代金<sup>たらしまん</sup>と以て第一番の者へ元利の金數を引渡<sup>ひきわた</sup>し其餘<sup>よきん</sup>金を以て第二番の者へ元利の金數と引渡し第三番以下右よ準し引渡とへく若し糶賣の金高を以て先第一番の金主<sup>かみんちゆう</sup>へ元利の金數を引渡<sup>ひきわた</sup>し其餘<sup>よきん</sup>金第二番の金主へ引渡とへき元利<sup>ぐめんり</sup>の金數<sup>ふそく</sup>よ不足とるとときい其不足の分<sup>つぐな</sup>と償<sup>つぐな</sup>ふとい平常書入質<sup>ひやうじやう</sup>あさ貸主<sup>かいたい</sup>よ身代限<sup>しやうぎやく</sup>の償却<sup>しやうぎやく</sup>の例<sup>れい</sup>み從<sup>したが</sup>ひ外<sup>ほか</sup>物品<sup>せりうり</sup>糶賣<sup>せりうり</sup>代價の内<sup>うち</sup>よて相當<sup>さうたう</sup>の割賦<sup>わつぷ</sup>と以て引渡とへし但し第二番の金主<sup>かみんちゆう</sup>よ渡し置く書入質の証文<sup>しやうぶん</sup>よい建物代

○建物書入質

二百二十三

○建物書入質

二百二十四

價の餘分と見込み借添たる旨と書載とへし

第十三條 書入質と爲したる建物焼失流亡等に至りしとき  
の建物の所持主又の代理人より遅くとも七日内に其趣と  
書面を記し戸長役場へ届出つへし戸長役場へ於ての建物  
書入質記載帳の朱書番號を引合せ朱筆を以て點合と爲し  
其傍に燒失流亡等の趣きと略記し年月日を記し戸長の實  
印と押とへし(第三號書式と見合すへし)

第十四條 書入質の建物焼失流亡等に至りしとき貸主よ  
り借主を對し代り質と受取るこの求めと爲すと心得へし  
者し借主代り質と出すことを肯めと又の出し能ひたること

の借入金穀返濟期限未滿内と雖とも貸主より借主を對し  
元利返濟と求むるの訴を爲すと心得へし

建物賣買讓渡規則

第一條 自身所有の地へ建て在る建物と賣渡し又の讓渡し  
を爲さんと欲する者(賣渡讓渡)証文と圖面とを戸長の契  
書割印と受可し又借地へ建て在る建物の(賣渡讓渡)証文  
よの其地主を請ひ地主より貸主たることを証するの契書と  
受けたる上へて戸長の契書割印を受可し

明治十年第三十八號布告を以て左の通り但書を追加と  
但官有の借地へ建て在るときは其所屬管廳を請ひて其貸

○建物賣買讓渡

二百二十五

○建物賣買讓渡

二百二十六

地たることを証とするの奥書を受くへし

第二條 建物の買受け又の讓受けと爲さんと欲とする者の自身又の其代人建物の在る地の戸長役場に至り建物書入質記載帳と見合したる上其賣渡讓渡の証文と受取り然して後み戸長役場に至り戸長又の副戸長の面前にて何大區何小區何番地の何番の建物を何某より(買受讓受)たる旨を書入質記載帳に記入し年月日并苗字名と記し實印と押とへし(第四號書式見合とへし) (明治十年第六十號布告を以て本條中實印と押とへしの下若し此手續を爲さる云々の六十字と削除と故に零と)

第三條 戸長役場よ於て建物賣買讓渡証文の奥書割印を願

出るときは是亦建物書入質記載帳に記入すると及び証文に奥書し圖面を割印すると建物書入質規則第五條に準し公証を與ふれの手續をおとへし

第四條 書入質と成りたる建物を(買受讓受)たる者の其建物の書入質と爲りたる金數の償却と引受くへし但し(買受讓受)人よ於て其建物所有の權を拋棄するとい書入質の金數の償却を引受くるよ及いよ

第五條 第四條の場合よ於て戸主の後と受たる相續人の前戸主より讓受たる建物所有の權を拋棄すと雖とも書入質の金數の償却を引受へし

○建物賣買讓渡

二百二十七



○建物賣買讓渡

二百二十八

第一號 書式(美濃紙)大半紙又ハ右寸法同シ紙を用スへし  
〔括弧内朱書〕

建物引圖の紙み紙の左と右の下の線外寸明置へしくけと一の點と

明治何年何月何日  
書入質何大區何小區何番地建物

|                  |                 |                        |
|------------------|-----------------|------------------------|
| 第一番<br>平長屋<br>何坪 | 第二番<br>土藏<br>何坪 | 第二番<br>二階造<br>本屋<br>何坪 |
|------------------|-----------------|------------------------|

府何縣何大區何小區何番地住居寄留  
建物持主 何某印  
何某殿

譬へハ圖の如き朱引の建物を書入質と爲と時ハ第一番より第三番まで合三棟を書入質と爲ととを証文と記入し圖と共に質取主ハ渡し置くへし(但し圖面の寫一枚を戸長役場に出し置くへし)

第二號 書式(若し一枚の紙にて狭きときハ何枚も繼)き合せ繼目の裏に繼目印と押とへし

明治何年何月何日書入質  
何大區何小區何番地建物

|                  |                 |                          |
|------------------|-----------------|--------------------------|
| 第一番<br>平長屋<br>何坪 | 第二番<br>土藏<br>何坪 | 第三番<br>二階<br>本屋<br>書入質外也 |
|------------------|-----------------|--------------------------|

府何縣何大區何小區何番地住居寄留  
建物持主 何某印  
何某殿

譬へハ圖の如く朱引の建物のとよて第一番第二番合二棟を書入質と爲とときハ其旨と証文み記入し他の建物ハ墨引みて書入質の他ありと記し圖面と共に質取主ハ渡とへし(但圖面の寫一枚を戸長役場に出し置くへし)

○建物賣買讓渡

二百二十九

○建物賣買讓渡

第三號 書式 (建物書入質記載帳と焼失) (流亡等のとと書込むの法)

〔何號〕

何年何月何日

何大區何小區何番地何番の建物と

何某より何某と書入質と爲たり

〔何年何月何日 焼失) (流亡〕

〔戸長何某印〕

〔何號〕

何年何月何日

、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、

第四號 書式 (建物書入質記載帳と建物の買) (受又の讓受のとと書込むの法)

何年何月何日、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、  
、

何年何月何日何大區何小區何番地の何  
番の建物と何某より 買受 申候也  
讓受

何大區何小區何番地 住居  
寄留

何某印

○建物賣買讓渡

○訴訟用印紙

二百三十三

○民事訴訟用印紙規則

第五號

明治十七年二月廿三日

民事訴訟用印紙規則別紙の通制定し明治十七年四月一日より施行す

但明治八年(十二月)第百九十六號布告訴訟用野紙規則の右施行の日より廢止と

民事訴訟用印紙規則

第一條 凡民事訴訟の書類の此規則に従ひ印紙を貼用する者とす

第二條 訴狀の正本一通に付請求の金額若くは價額を應

し左の區別に隨ひ其受付の時お於て印紙を貼用すべし

| 金額 | 價額      | 金額 | 價額    |
|----|---------|----|-------|
| 同  | 五圓まで    | 同  | 貳拾錢   |
| 同  | 拾圓まで    | 同  | 三拾錢   |
| 同  | 貳拾圓まで   | 同  | 六拾錢   |
| 同  | 五拾圓まで   | 同  | 壹圓五拾錢 |
| 同  | 七拾五圓まで  | 同  | 貳圓貳拾錢 |
| 同  | 百圓まで    | 同  | 三圓    |
| 同  | 貳百五拾圓まで | 同  | 六圓五拾錢 |
| 同  | 五百圓まで   | 同  | 拾圓    |
| 同  | 七百五拾圓まで | 同  | 拾三圓   |
| 同  | 千圓まで    | 同  | 拾五圓   |
| 同  | 貳千五百圓まで | 同  | 貳拾圓   |
| 同  | 五千圓まで   | 同  | 貳拾五圓  |

○訴訟用印紙

二百三十三

○訴訟用印紙

二百三十四

同 五千圓以上の千圓まで毎々貳圓と加ふ

控訴<sup>かうそ</sup>に於ては右半額上告<sup>はんがくにやうこく</sup>に於ては全額<sup>ぜんがく</sup>の印紙<sup>いんし</sup>を加貼<sup>かてう</sup>すべし

第三條 人事其他金額<sup>じんじきたがく</sup>に見積<sup>みつもり</sup>るべからざるもの三圓の印

紙<sup>し</sup>と貼用<sup>てうよう</sup>とべし其控訴<sup>かうそ</sup>上告<sup>やうこく</sup>に於て加貼<sup>かてう</sup>するは前條<sup>ぜんじょう</sup>と同し

但人事<sup>じんじ</sup>に於ては極貧<sup>ごくひん</sup>の者<sup>もの</sup>にして戸長<sup>こうちやう</sup>の証書<sup>しやうしよ</sup>と所持<sup>そじ</sup>する

者<sup>もの</sup>の裁判官<sup>さいばんくわん</sup>に於て印紙<sup>いんし</sup>の貼用<sup>てうよう</sup>を免<sup>めん</sup>することあるべし

第四條 左の書類<sup>しよるふ</sup>の正本<sup>せいほん</sup>一通<sup>いつう</sup>に付貳十錢<sup>にじゅうせん</sup>の印紙<sup>いんし</sup>と貼用<sup>てうよう</sup>と

可し

答辨書<sup>たふべんしよ</sup>、証據物寫<sup>しやうこくぶつがうつし</sup>、辨駁書<sup>べんぱくしよ</sup>、辨論書<sup>べんろんしよ</sup>、上申書<sup>じやうしん</sup>、陳述書等<sup>ちんじやうつ</sup>、証

人<sup>ひと</sup>、鑑定人<sup>かんていじん</sup>、評價人<sup>ひやうか</sup>、引合人等<sup>ひきあひびんとら</sup>の呼出<sup>よびだ</sup>を請求<sup>せいきう</sup>する願書<sup>がんしよ</sup>、審

判<sup>はん</sup>の延期<sup>えんき</sup>を請求<sup>せいきう</sup>する願書<sup>がんしよ</sup>

第五條 左の書類<sup>しよるふ</sup>の正本<sup>せいほん</sup>一通<sup>いつう</sup>に付五十錢<sup>ごじゅうせん</sup>の印紙<sup>いんし</sup>を貼用<sup>てうよう</sup>と

べし

官吏<sup>くわんり</sup>の臨檢<sup>りんけん</sup>を請求<sup>せいきう</sup>する願書<sup>がんしよ</sup>

財産差押<sup>ざいさんさしおさへ</sup>又<sup>また</sup>は物品公賣<sup>ぶつひんこうばい</sup>を請求<sup>せいきう</sup>する願書<sup>がんしよ</sup>

執行命令書<sup>しつぎうめいれいしよ</sup>を請求<sup>せいきう</sup>する願書<sup>がんしよ</sup>

身代限<sup>みだいげん</sup>の處分<sup>しよぶん</sup>を請求<sup>せいきう</sup>する願書<sup>がんしよ</sup>

第六條 裁判言渡書<sup>さいばんごひわたしきよ</sup>の謄本<sup>そうほん</sup>と下付<sup>さした</sup>する時<sup>とき</sup>差出<sup>さしだ</sup>す受取書<sup>うとけしよ</sup>の

其謄本<sup>そのとうほん</sup>一枚<sup>まいまい</sup>五錢<sup>ごせん</sup>其他<sup>そなた</sup>の謄本<sup>そうほん</sup>を下付<sup>さした</sup>する時<sup>とき</sup>差出<sup>さしだ</sup>す受取書<sup>うとけしよ</sup>を

○訴訟用印紙

二百三十五

○訴訟用印紙

二百三十六

其贖本一枚三錢の割合と以て印紙を貼用とべし

但裁判言渡書の贖本一枚十二行一行十二字詰其他の贖本一枚二十行一行十八字詰とす

第七條 勸解み於ての一件毎又勸解表又署名の時貳拾錢の印紙と貼用すべし

第八條 此規則又依り貼用したる印紙の代價の曲者より直者又辨償とべきものとす

第九條 印紙の種類定價及び貼用方の布達と以て之を定む

第十條 印紙の管轄廳の許可を得たる賣捌所又於て發賣せしむ其他み於て賣買とることと得と

第十一條 官許賣捌所外み於て印紙と販賣したる者の二十圓以上二百圓以下の罰金又處し仍は現在の印紙と沒收す

其情を知て之を買取したる者の十圓以上百圓以下の罰金

み處し仍は現在の印紙と沒收と

第十二條 前條の規則を犯したる者への刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひと

太政官布達 明治十七年二月廿三日

第四號

今般第五號布告と以て訴訟用印紙規則制定候み付印紙の種類定價及び貼用方左之通之と定む

○訴訟用印紙

二百三十七

○訴訟用印紙

二百三十八

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 淡黒色印紙 | 壹枚 | 三錢  |
| 黒色印紙  | 同  | 五錢  |
| 赭色印紙  | 同  | 拾錢  |
| 茶褐色印紙 | 同  | 五拾錢 |
| 黄色印紙  | 同  | 壹圓  |
| 青色印紙  | 同  | 五圓  |
| 橙黄色印紙 | 同  | 拾圓  |
| 綠色印紙  | 同  | 拾五圓 |
| 嬌栗色印紙 | 同  | 貳拾圓 |

印紙の訴狀其他書類の正本貼用し貼用者の印章を以て消

印とべし

右布達候事

司法省告示

明治十七年三月五日

甲第一號

今般第五號布告と以て訴訟用罫紙規則廢せられ候ふ付ての  
本年四月一日以後民事訴訟に關し大審院又ハ裁判所へ差出  
す書類の都て美濃紙又ハ之れと同尺度の紙を用ひ一枚貳拾  
四行一行二拾字詰ふ書とへきものとす

但訴訟入費ハ明治九年當省甲第五號達第一條第九條又定  
めたる割合に依り書類認料ハ一枚金貳拾錢翻譯料ハ一枚  
金四圓と相成る儀と心得べし

右告示候事

民事訴訟用印紙規則 終

○訴訟用印紙

二百三十九

○證券印稅規則

○證券印稅規則

第拾壹號

明治七年(七月)第八拾壹號布告証券印稅規則別冊の通改正  
し明治十七年七月一日より施行す

但明治八年(七月)第百貳拾號布告の同日より廢止と  
右奉<sub>ニ</sub>勅旨<sub>ニ</sub>布告候事

明治十七年五月一日

太政大臣三條實美  
大藏卿 松方正義

別冊

證券印稅規則

第一條 凡そ財産の授受及び契約の証明に用ふる証券帳簿

ハ此規則に循ひ印紙と貼用とへし

第二條 証券帳簿と分て二類と爲し其稅率ハ左の如し

第一類

左に掲ぐる所の証券帳簿ハ金高の有無多寡を拘へらと下  
み定むる所の印紙と貼用とへし但當坐預り金引出小切手  
ハ大藏省に稅印の押捺を請ふことと得

- 一 當坐預り金引出小切手 印稅 五 厘
- 一 委任狀 同 五 厘
- 一 金高記載ある約定証文 同 一 錢
- 一 遺物証文 同 一 錢
- 一 跡式讓証文 同 一 錢

○證券印稅

○證券印税

二百四十二

|                 |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|
| 一 讓與証文          | 同 | 一 | 錢 |
| 一 期限を定めざる預り金証文  | 同 | 一 | 錢 |
| 一 耕地小作証文        | 同 | 一 | 錢 |
| 一 雇人請合狀         | 同 | 一 | 錢 |
| 一 金高記載ある諸物品預り証文 | 同 | 一 | 錢 |
| 一 金高記載なき諸物品借用証文 | 同 | 一 | 錢 |
| 一 地所預り証文        | 同 | 一 | 錢 |
| 一 家屋預り証文        | 同 | 一 | 錢 |
| 一 諸物品切手         | 同 | 一 | 錢 |
| 一 借地証文          | 同 | 一 | 錢 |
| 一 借家証文          | 同 | 一 | 錢 |
| 一 賣買仕切書         | 同 | 一 | 錢 |
| 一 保險証文          | 同 | 一 | 錢 |
| 一 諸會社株券         | 同 | 一 | 錢 |
| 一 送金手形          | 同 | 一 | 錢 |

一 金 錢 通帳一年以内一冊に付同 一 錢

一 金 錢 判取帳同 同 二十錢

一 諸物品 同 一 錢

但結社約定書に金圓授受貸借に係る條項ありて之か

効力と確定する證書帳簿に金高記載ありしと雖も第二

類金高記載ある諸般の契約證書に準し印紙と貼用を

へし

左に掲ぐる所の證書に金高五圓以上のものに限りに下り定  
 する所の印紙を貼用をへし

|             |    |   |   |
|-------------|----|---|---|
| 一 營業に關する送狀  | 印税 | 一 | 錢 |
| 一 營業に關する請取書 | 同  | 一 | 錢 |

右諸證書を通帳と爲るときは都て一年以内付一錢の印

○證券印税

二百四十三



○證券印税

二百四十四

紙を貼用せし

第二類

左に掲ぐる所の証書の金高の多寡<sup>たか</sup>に随<sup>あつた</sup>ひ下<sup>さだ</sup>ま定むる所の割合を以て印紙を貼用せし但爲替手形約束手形の手形用紙と用ふへし

- 一 金銭借用証文
- 一 地所 賣買証文
- 一 家屋 賣買証文
- 一 金高記載ある諸物品預り証文
- 一 金高記載ある諸物品借用証文
- 一 諸物品賣買証文
- 一 金銭定期預り証文
- 一 金高記載ある諸般の契約證書

|                |    |       |
|----------------|----|-------|
| 金高壹圓以上貳拾圓未滿    | 印税 | 一錢    |
| 金高貳拾圓以上五拾圓未滿   | 同  | 貳錢    |
| 金高五拾圓以上百圓未滿    | 同  | 四錢    |
| 金高百圓以上百五拾圓未滿   | 同  | 六錢    |
| 金高百五拾圓以上貳百圓未滿  | 同  | 八錢    |
| 金高貳百圓以上三百圓未滿   | 同  | 拾壹錢   |
| 金高三百圓以上四百圓未滿   | 同  | 拾四錢   |
| 金高四百圓以上六百圓未滿   | 同  | 貳拾錢   |
| 金高六百圓以上八百圓未滿   | 同  | 廿六錢   |
| 金高八百圓以上千百圓未滿   | 同  | 卅貳錢   |
| 金高千百圓以上千四百圓未滿  | 同  | 卅八錢   |
| 金高千四百圓以上千七百圓未滿 | 同  | 四拾四錢  |
| 金高千七百圓以上貳千圓未滿  | 同  | 五拾錢   |
| ○證券印税          |    | 二百四十五 |

○證券印稅

二百四十六

|                |   |     |
|----------------|---|-----|
| 金高貳千圓以上貳千五百圓未滿 | 同 | 六拾錢 |
| 金高貳千五百圓以上三千圓未滿 | 同 | 七拾錢 |
| 金高三千圓以上三千五百圓未滿 | 同 | 八拾錢 |
| 金高三千五百圓以上四千圓未滿 | 同 | 九拾錢 |
| 金高四千圓以上        | 同 | 壹圓  |

右諸證書と通帳と爲すときハ其附込見積金高ニ隨ヒ下ニ定むる所の印紙を貼用スベシ

金高百圓未滿

印稅 四錢

金高百圓以上總て諸証書稅率ニ據ルベシ

一金錢當坐預り証文

一質物預り書

金高壹圓以上貳拾圓未滿

印稅 壹錢

金高貳拾圓以上

同 貳錢

右諸証書と通帳と爲すときハ其附込見積金高ニ隨ヒ下ニ定むる所の印紙を貼用スベシ

金高百圓未滿

印稅 貳錢

金高百圓以上

同 四錢

一爲替手形

一荷爲替手形

一約束手形

金高五拾圓未滿

印稅 壹錢

金高五拾圓以上百圓未滿

同 貳錢

金高百圓以上貳百圓未滿

同 四錢

金高貳百圓以上五百圓未滿

同 八錢

金高五百圓以上千圓未滿

同 拾五錢

○證券印稅

二百四十七

○證券印税

二百四十八

金高千圓以上貳千圓未満

同 貳拾五錢

金高貳千圓以上

同 五拾錢

第二條

前條ぜんてうに掲ぐる所ほの証書帳簿せしよちほふと効用かうせうと同ふするもの  
其名稱そのなうしめしやうを拘とどめらるる税率ぜいりつを照し相當の印紙を貼用せしむべし

第四條

印紙を貼用せざるもの民事裁判上之と受理せず但  
循したがひ印紙を貼用せざるもの民事裁判上之と受理せず但  
處罰しよばつを受くる後印紙を貼用したるもの此限こゝに在らず

第五條

印紙の証書の差出人又の帳簿主ちやうぼほんぬいに於て証書の授受  
の前帳簿の使用前の貼用し証書帳簿記名の下に押捺せ  
る印を以て証書帳簿の紙面と印紙の彩紋さいもんとみかけて消印

せしむ

第六條

印紙及び手形用紙の種類定價の布達を以て之と定  
む

第七條

印紙及び手形用紙の官の許可を得たる賣捌所うわさばに非  
されぬ之を賣捌くことを得ず

第八條

印紙を貼用せしむる帳簿仕切書送り狀かやうの主任官之と  
檢査けんさをすることあるへし

第九條

左に掲ぐる所の証書帳簿の印紙を貼用せしむるを要  
せず

一官廳くわんちやうより差出た証書帳簿

○證券印税

二百四十九

○證券印税

二百五十

一官吏準官吏若くは布告布達又は達と以て定めたる議員若くは公立學校病院に從事するもの各其職務に依て用ふる証書

一國庫金取扱所又は爲換方より官廳に差出と金に對する  
抵當証書

一國庫金取扱所又は爲換方より官廳に對したる諸上納金の預り証書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書に對し國庫金取扱所又は爲換方より差出を請書

一諸上納金に付國庫金取扱所又は爲換方より納入へ差出

と請取証書

一罹災救助金獻金寄附金に關し人民より官廳に差出す証書

第十條 第二類の帳簿に初丁へ附込見積金高及び使用期限紙數と記載をへし但物品の授受に關するもの其代價と記載をへし

第十一條 證書帳簿に税率の異なるものを雜記するとその各相當の印紙を貼用をへし

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又は使用期限の満ちたるものと其旨該帳簿に記載し置主任官検査の節

○證券印税

二百五十一

○證券印税

二百五十二

之よ擬印と受くへし

第十三條 前條の帳簿せんてう白ありて尙之あはを使用しせんとするときは第十條の手續てつぎを以て更なも相當の印紙と貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たさるう又の使用期限未いまだ尽つきさるよ紙數尽きたるときは更さらも紙數を増加せんと得此場合このばあひに於ては其帳簿初丁見積金高又の期限の側みたはちに其事由じゆう及び増加したる紙數と記載すべし

第十五條 証書帳簿しやうしょちゆうぼみ外國貨幣を以て員數かんねと記載きざするときは内國の貨幣くわいはいに改算かいさんしたる金高と附記ふきし相當の印紙と貼用すべし

第十六條 取換とりかせ證書の双方さうほうとも相當の印紙と貼用すべし

第十七條 證書しやうしょみ副證書ふくしやうしょを附し又の裏書等と爲し本證書と効用かひようと異ちがはするもの若くは金高かねたかに増減ぞうげんを生ずるもの其副書又の其裏書うらに就き更なも相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則と犯おかし脱税だつせいに係るもの處罰よぼつを受くる後證書帳簿の受取人うけとに於て相當の印紙と貼用することを得

第十九條 印紙と貼用てうようすべき證書帳簿しやうしょちゆうぼよ之と貼用せし若くは貼用不足ふそくせる者及び手形用紙てがみを用ゐる若くは不足税ふそくぜいの手形用紙てがみを用ゐたるもの脱税高二十倍の料料又の罰金よ處す其證書帳簿と受取たるもの亦同し

○證券印税

二百五十三

○證券印税

二百五十二

之よ擬印と受くへし

第十三條 前條の帳簿せんてう白ありて尙之あはを使用せんとするときてつきの第十條の手續を以て更あら相當の印紙と貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たさるり又の使用期限未いまの尽つきさるり紙數尽きたるときあらの更あらみ紙數を増加せんと得此場合このばあひに於て其帳簿初丁見積金高又の期限の側みたはらに其事由じゆう及び増加したる紙數と記載すべし

第十五條 証書帳簿せんしよていぼみ外國貨幣を以て員數みんすうと記載するときは内國の貨幣くわいへいに改算したる金高かさんと附記ふきし相當の印紙と貼用すべし

第十六條 取換せ証書の双方とりかへとも相當の印紙と貼用すべし

第十七條 證書しよみ副證書ふくしよを附し又の裏書等と爲し本證書と効用かうようと異ちがふするもの若くは金高かんとに増減ぞうげんを生ずるもの其副書又の裏書うらに就き更あら相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則と犯おかし脱税だつせいに係るもの處罰よはつを受くる後證書帳簿の受取人うけとに於て相當の印紙と貼用することを得第十九條 印紙と貼用てうようすべき證書帳簿しよていぼに之と貼用せし若くは貼用不足ふそくする者及び手形用紙てがひを用ゐる若くは不足税の手形用紙てがひを用ゐたるもの脱税高二十倍の料料又の罰金に處す其證書帳簿と受取たるもの亦同し

○證券印税

二百五十三

○證券印稅

二百五十四

第二十條 第十八條の場合と除く外第五條の手續を據て消印を爲さず又他の印を以て消印したるもの印稅高十倍の科料又罰金處と其證書帳簿と受取たるもの亦同し

第廿一條 此規則を犯したる證書帳簿を請人證人として加印したる者の各正犯に係る科料罰金の半額を相當する科料又罰金處す

第廿二條 第八條の證書帳簿の檢査と拒まれたるもの二圓以上二十圓以下の罰金處す

第廿三條 第十條及び第十三條を犯したる者の二圓以上拾

圓以下の罰金處す

第廿四條 第十二條及び第十四條を犯したるもの壹圓以上壹圓九十五錢以下の科料處す

第廿五條 第七條を犯したるもの所持の印紙及び賣得金と沒收し五圓以上五十圓以下の罰金處す

第廿六條 前數條の罪を犯したるもの刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひと

證券印紙規則 終

人民 條例要書 終  
必携

○證券印稅

二百五十五

明治十七年九月廿四日出版御届

同 年十月 出版 定價二拾錢

東京府平民

編輯人 森 仙 吉

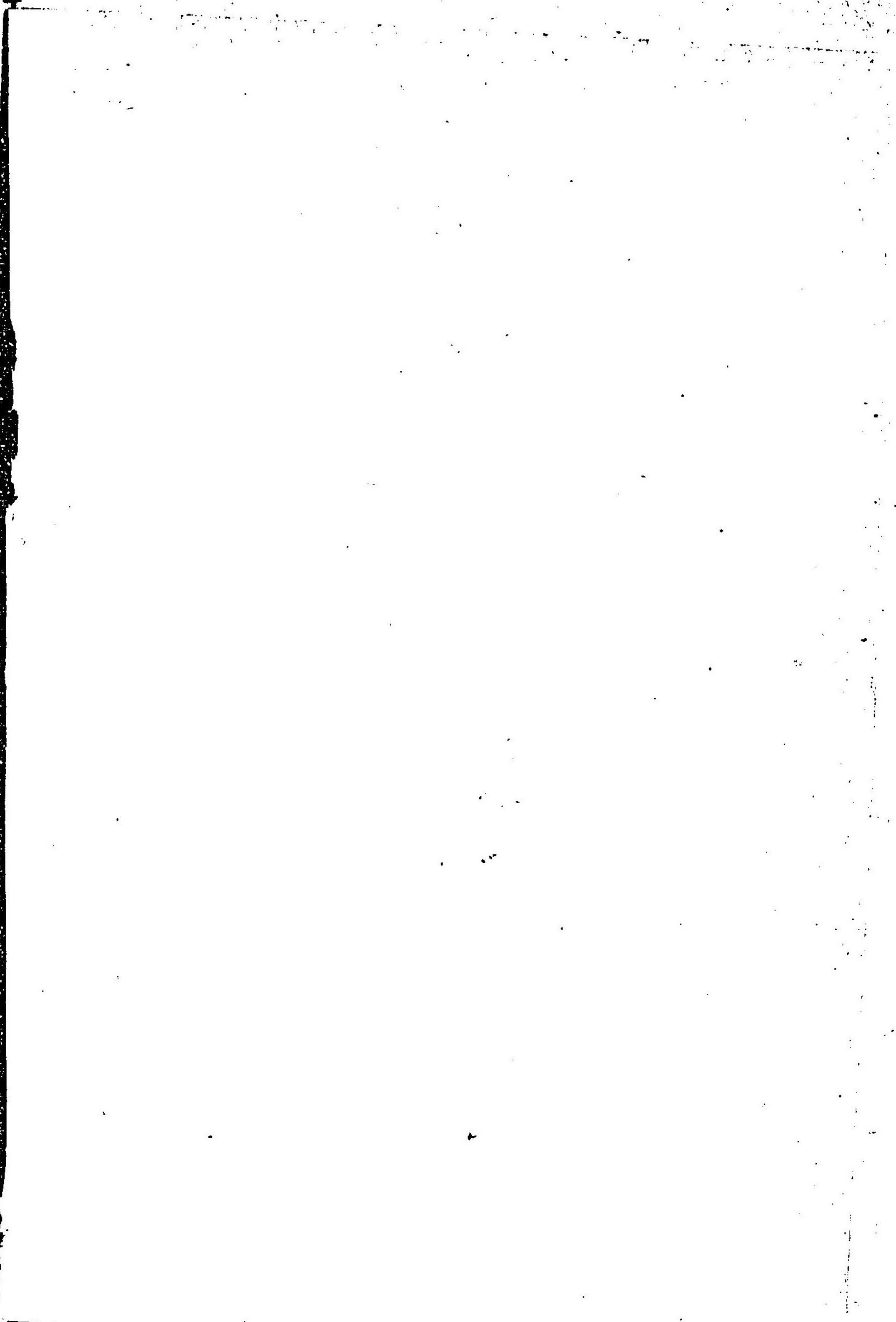
日本橋區横山町  
貳丁目十六番地

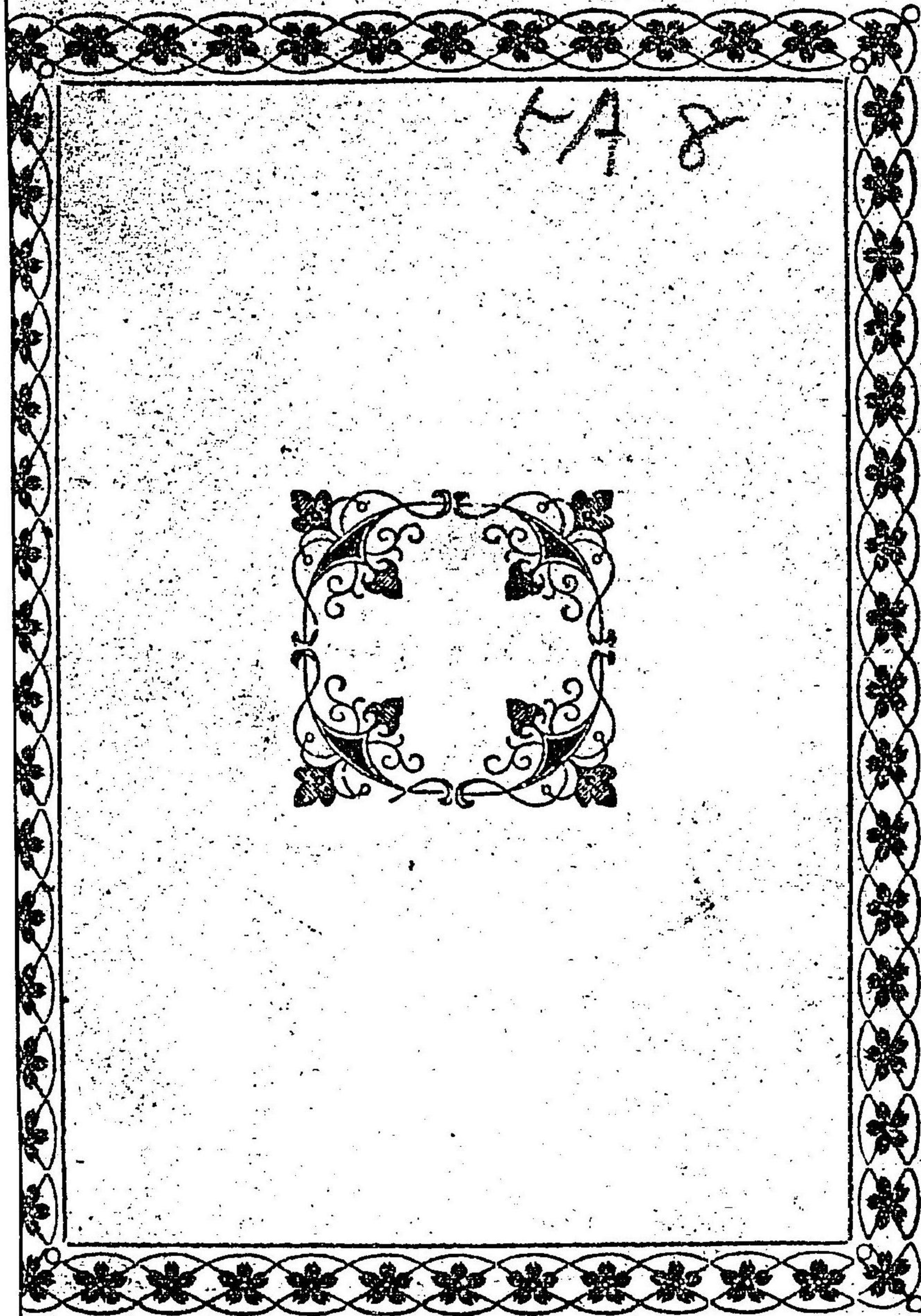
發 兌 鶴 聲 社

第壹號書目 鶴聲社

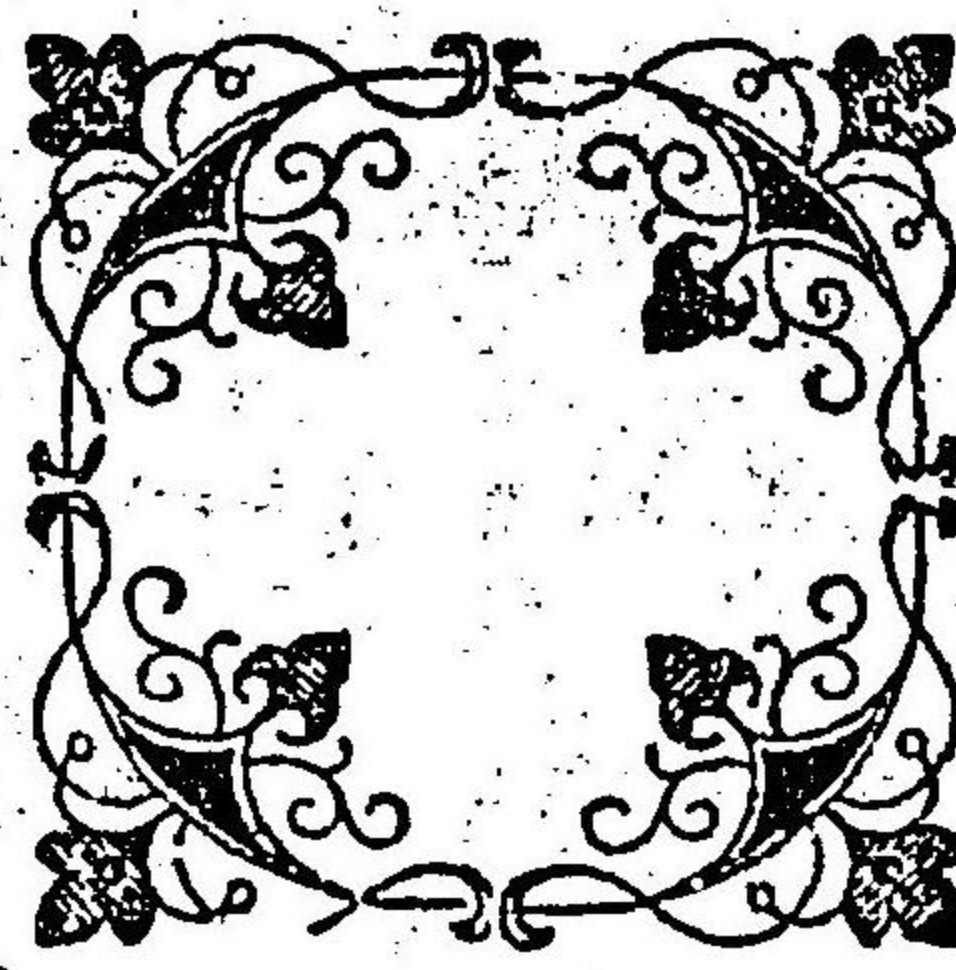
- 傍 四 書 洋 本 全壹册 定價 五十錢
- 日 本 百 將 傳 全壹册 定價 金貳圓
- 修 田 舍 源 氏 全貳册 定價 金三圓六十錢
- 星 月 夜 鎌 倉 見 聞 祿 全壹册 定價 金貳圓
- 椿 說 弓 張 月 全壹册 定價 貳圓四十錢
- 繪 本 源 平 盛 表 記 全壹册 定價 壹圓廿錢
- 傍 訓 刑 法 治 罪 法 合 本 全壹册 定價 三十錢
- 訂 正 訴 訟 獨 案 內 全壹册 定價 二十五錢
- 增 補

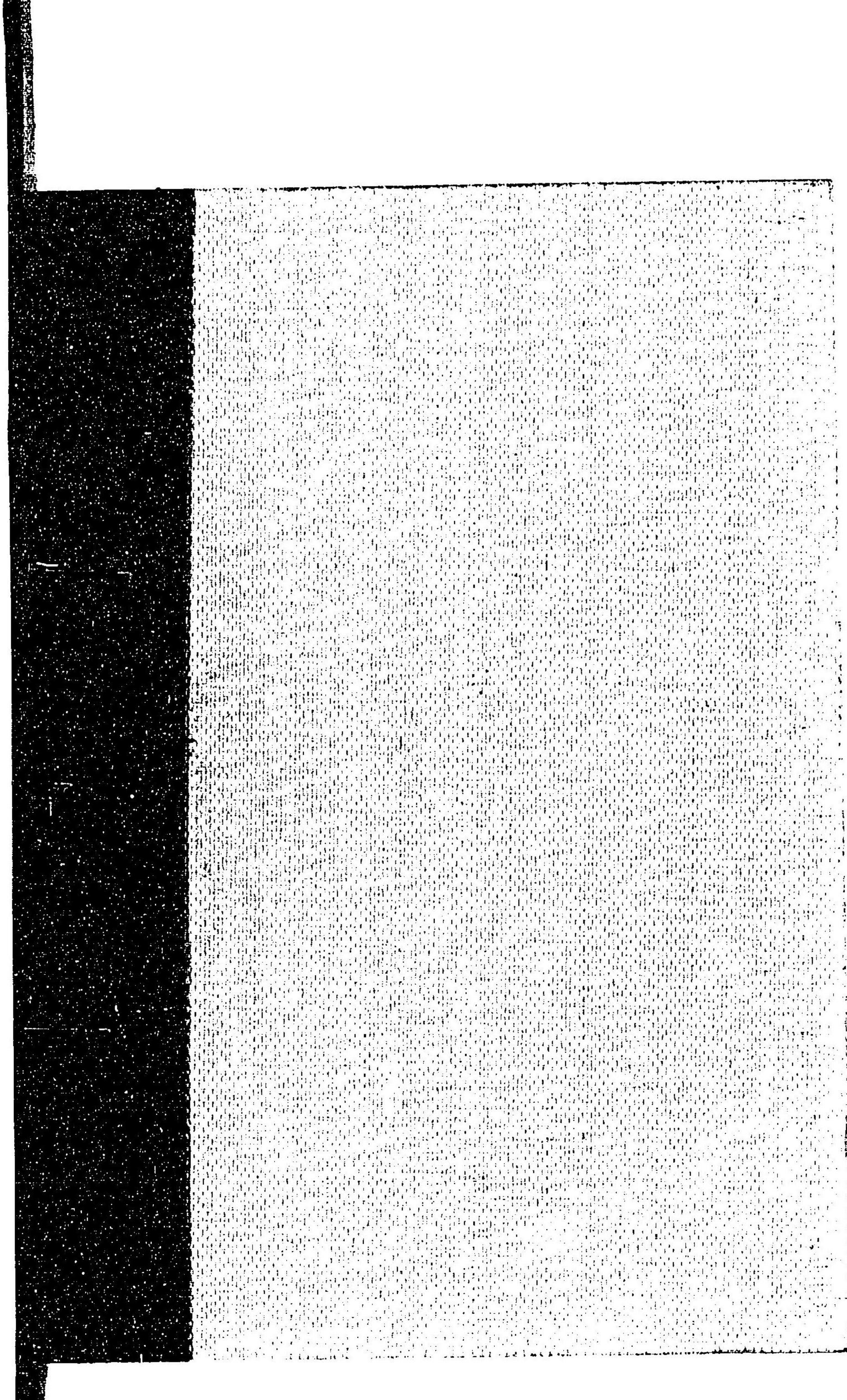






KA 8







031003-000-2

CZ-5-0230

條例規則要書 (諸民必携)

鶴声社

M17

BBC-0470

